

4 市町村に対する交付金

	個人県民税 徴収取扱費 交付金	ゴルフ場 利用税 交付金	自動車取得税 交付金	県民税利子割 交付金	県民税配当割 交付金	県民税株式等 譲渡所得割 交付金	地方消費税 交付金
	円	円	円	円	円	円	円
鹿角市	46,915,452	-	47,075,000	4,778,000	6,329,000	5,928,000	595,314,000
小坂町	7,138,255	-	8,205,000	861,000	1,140,000	1,068,000	106,684,000
大館市	106,957,611	4,912,250	61,515,000	13,398,000	17,790,000	16,690,000	1,424,065,000
北秋田市	44,574,983	6,470,275	47,567,000	4,965,000	6,564,000	6,138,000	619,666,000
上小阿仁村	3,035,043	-	4,422,000	288,000	380,000	354,000	41,340,000
能代市	75,930,264	-	49,720,000	9,730,000	12,867,000	12,035,000	1,052,012,000
藤里町	4,395,768	-	7,794,000	381,000	499,000	465,000	56,746,000
三種町	22,885,513	10,344,250	23,211,000	2,346,000	3,103,000	2,903,000	294,364,000
八峰町	9,724,660	4,929,225	9,599,000	971,000	1,282,000	1,199,000	126,665,000
秋田市	469,125,304	56,832,265	175,615,000	78,390,000	103,865,000	97,293,000	6,247,913,000
男鹿市	37,609,824	6,170,150	35,496,000	4,203,000	5,554,000	5,193,000	510,421,000
潟上市	46,354,132	-	27,130,000	5,403,000	7,166,000	6,717,000	567,775,000
五城目町	12,620,683	-	11,467,000	1,380,000	1,827,000	1,711,000	170,675,000
八郎潟町	8,424,210	-	5,016,000	971,000	1,285,000	1,203,000	104,519,000
井川町	6,530,001	-	7,432,000	705,000	930,000	869,000	90,155,000
大潟村	5,696,980	-	18,582,000	1,263,000	1,641,000	1,518,000	63,089,000
由利本荘市	114,854,603	-	104,883,000	14,076,000	18,592,000	17,377,000	1,502,344,000
にかほ市	36,795,084	-	39,008,000	5,026,000	6,643,000	6,211,000	463,897,000
大仙市	115,482,200	12,805,380	151,357,000	13,653,000	18,051,000	16,883,000	1,565,410,000
仙北市	36,393,818	-	43,503,000	3,770,000	4,979,000	4,653,000	512,963,000
美郷町	27,585,081	-	50,559,000	2,718,000	3,584,000	3,346,000	357,749,000
横手市	127,478,375	5,897,500	111,182,000	15,189,000	20,079,000	18,778,000	1,754,750,000
湯沢市	62,928,231	-	55,022,000	6,832,000	9,050,000	8,478,000	890,487,000
羽後町	20,357,161	-	20,648,000	1,902,000	2,526,000	2,370,000	270,218,000
東成瀬村	3,425,976	-	6,103,000	281,000	375,000	353,000	44,757,000
合計	1,453,219,212	108,361,295	1,122,111,000	193,480,000	256,101,000	239,733,000	19,433,978,000

注 算定基礎は次による。

- 個人県民税徴収取扱費交付金は、納税義務者数×3,000円等である。(第7 2「個人県民税徴収取扱費交付額」の注記参照)
- ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の収入額の10分の7である。
- 自動車取得税交付金は、自動車取得税の収入額の100分の66.5相当額を道路の延長及び面積であん分したものである。
- 県民税利子割交付金は、県民税利子割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 県民税配当割交付金は、県民税配当割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 県民税株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等譲渡所得割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 地方消費税交付金は、清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額について、市町村の人口及び従業者数(社会保障財源分については市町村の人口)で按分したものである。

5 納税貯蓄組合連合会補助金交付額

県連合会の事務に要する経費				(※) 対象事業に要する経費				補助金 返納額 ③	補助金 の額 (①+②-③)	
構成員数 a	(a×15,000)A	定額分 B	計 (A+B) ①	市町村数 c	(c×30,000)C	中学校数 d	(d×10,000)D			計(C+D) ②
	円	円			円		円	円	円	
9	135,000	620,000	755,000	13	390,000	64	640,000	1,030,000	159,153	1,625,847

注 この調は、秋田県納税貯蓄組合連合会に対する補助金交付額について作成したものであり、交付基準は次による。

- 県連合会の事務に要する経費
県連合会の構成員(地区連合会(地区連合会がない地域にあっては市町村連合会))の数に15,000円を乗じた額に620,000円を加算した額
- 対象事業(※)に要する経費
対象事業において地区連合会又は市町村連合会が分担する市町村数に30,000円を乗じた額と、当該市町村に所在する中学校の数に10,000円を乗じた額との合算額

※対象事業とは、全国納税貯蓄組合連合会が国税庁との共催により実施する中学生の「税についての作文」募集事業のうち、県連合会及びその構成員が分担して行う事業